

群馬県議会

中田次成県政報告会

①

②

舞台
910×9000

ホ-10玄関
700×5400

群馬県議会
中田次成県政報告会

④

屋外立看板
910×1820

群馬県議会
中田次成県政報告会
走れ中田！
勤労世未来！

③

屋外立看板
1200×2000

1-9-3-1

活 動 概 要 書 (県政報告会)

令和 5年 3月 11日

会派名・議員氏名 自民改革会議 中田 次城

活 動 名	県政報告会			
活動概要	<p>1 開催日時：令和5年3月4日</p> <p>2 場 所：伊東市観光会館</p> <p>3 参加者：伊東市民（約500人）</p> <p>4 内 容：・県政における課題及び予算について ・今後の伊藤地区における課題について</p> <p>※全て政務活動のため、按分率は、1/2・1/3・1/1とする。</p>			
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容
	会議室使用料	1,400 円	1-9-1-1	事前打ち合わせ会議
	暖房使用料	500 円	1-9-1-3	事前打ち合わせ会議室
	当日会場代	29,700 円	1-9-1-5	
	案内状郵送代	375,222 円	1-9-1-7	68×5,500 通=374,000 374,000 94×13 通=1,222
	案内状印刷代	121,000 円	1-9-1-12	15,000 枚 (内 13,000 枚は3つ折り)
	看板代	143,000 円	1-9-3-1	会場内外設置看板 (別紙詳細)
	設備使用料	22,550 円	1-9-3-2	ライト・マイク、他 (別紙詳細)
	駐車場警備代	66,000 円	1-9-3-3	会場駐車場に警備員配置 (5名)
	プロジェクター	10,000 円	1-9-3-4	プロジェクター貸出料金
		合 計	769,372 円	
備 考				

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 中田 次城)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会開催(3月4日)に伴い会場における附属設備使用料金		
年月日	令和5年3月4日~	年月日	金額 22550 円

目的	県政報告会開催(3月4日)に伴い会場における附属設備使用料金にて。
用途	同上
政務活動・ 県政との 関連性	県政報告会(3月4日)開催の為

《領収書貼付枠》

領収証書		No 0186-02	
中田次城 様		伊東市観光会館使用料	
受付番号	289	領収金額(税込)	¥22550
2023年3月4日	月	日	使用
内		別館	
ホール	基本料金	22550	
会議室 第1	附属設備		
第2			
第3			
第4			
別館	基本料金		
	附属設備		

上記正に領収いたしました。

伊東市和田1丁目16番1号
公益財団法人伊東市振興公社

伊東市振興公社
領収日付印
5

* 印紙税法基本通達第17号文書22により印紙税非課税

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	22550 円	100 %	22550 円

伊東市観光会館ホール附属設備使用料明細書

催物名称	中田 次城 県政報告会										事務局	係長	係		
使用日時	2023年3月4日 13. 時 00 分 から 17 時 00 分 まで														
器具名	単位	一回の使用料	使用数				使用料	器具名	単位	一回の使用料	使用数				使用料
			前	後	夜	合計	円(税込)				前	後	夜	合計	円(税込)
フットライト	1列	1,100					所作台	1式	9,900						
ボーダーライト	1列	1,100		1		1	1,100	平 台	1台	220					
ホリゾンライト	1列	2,200					松 羽 目	1張	550						
ロアーホリゾン	1列	2,200					山台用布団	1枚	110						
ストリップライト	1本	110					毛 せ ん	1枚	110						
スポット0.5K	1台	110					地 が す り	1枚	330						
スポット1.0K	1台	220		22		22	4,840	金 屏 風	1双	1,100					
効 果 器	1台	550					上 敷 ご ざ	1巻	110						
カラーフィルター	1枚	11					大 太 鼓	1台	550						
コンセント	1口	220		1		1	220	音響反射板	1式	3,300					
クセノンランプピン	1台	2,200						1台	550						
プロジェクター	1台	2,200					オーケストラピット	1式	1,650						
							ピアノ(フルコン)	1台	5,500						
							譜 面 台	1脚	55						
							指 揮 台	1式	220						
							折 畳 椅 子	1脚	11		12		12	132	
テープレコーダー	1台	1,100					演 台 類	1台	330		2		2	660	
プレーヤー	1台	880					長 机	1台	22		9		9	198	
ワイヤレスマイク	1本	1,100		3		3	3,300	スクリーン	1基	1,100		1		1,100	
コンデンサーマイク	1本	880					バレエシート	1式	5,500						
ダイナミックマイク	1本	550					姿 見	1台	330						
ステレオマイク	1本	1,650					展示用パネル	1枚	110						
吊マイク装置	1式	1,100					プロジェクター	1台	2,200						
エレベーター装置	1基	1,100					冷 暖 房	ホ ー ル	1H	4,400		2		2	8,800
中継用MC	1口	550		1		1	550	第1楽屋	1H	770					
移動スピーカー	1台	550		2		2	1,100	第2楽屋	1H	550					
移動用ミキサー	1台	1,100						第3楽屋	1H	770					
								第1楽屋使用料							
								第2楽屋使用料							
								第3楽屋使用料					1	1	550
								浴室使用料							
合 計 金 額 (税込)								22,550 円							

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中田次城)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会開催に伴う車両警備員の西配置料金		
年月日	令和5年3月7日～	年月日	金額 66000 円

目的	県政報告会開催に伴う来場者車両の警備の為
使途	警備員西配置料金
政務活動・ 県政との 関連性	県政報告会開催(3月7日)に際して、必要 ^{車両} な警備員の西配置。 (会場側から警備員を西配置する必要がありと事前に申し込)のため

《領収書貼付枠》

領収証

中田次城様 No. _____

★ ￥66,000

但 駐車場警備代として

令和5年3月7日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

静岡県伊東市宇佐美1138番地の1

セフティ管理株式会社

代表取締役 齋藤健一

TEL: 0557-47-0719

FAX: 0557-47-0779



按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	66000 円	/	66000 円
		100%	

1-9-3-3 御請求書

〒 414-0035

静岡県伊東市南町1-4-27

000759

中田次城 様

静岡県伊東市宇佐美1138-1

セフティ管理株式会社

代表取締役 齋藤 健一

TEL:0557-47-0719

FAX:0557-47-0779



当月請求額	消費税	内消費税	当月請求合計額
60,000	6,000	0	66,000

下記の通りご請求申し上げます。

お振込先 三島信用金庫
静岡銀行伊東営業部 普通 1134807
伊東支店 普通 0682992

講演会に伴う駐車場警備

月日	実施形態	人数/数量	基本金額	残業H	残業金額	時間	金額	合計金額	備考
03/04(土)	駐車場警備	5.0	12,000					60,000	伊東市耐震バース
今回合計									
	駐車場警備	5.0	12,000					60,000	
								(現場合計) 60,000	(消費税) 6,000

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 中田 次城)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会でのプロジェクトの貸出し料金 (3月4日開催)		
年月日	令和5年3月1日~	年月日	金額 10000 円

目的	県政報告会でのプロジェクトの貸出し料金
使途	〃
政務活動・ 県政との 関連性	3月4日の県政報告会でのプロジェクトを使用することで、 県政報告を充実させた。
《領収書貼付枠》	

領 収 証 令和5年3月11日
中田次城 様

NO. 009709

金額	¥10000-
----	---------

収 入
印 紙

上記の金額正に領収いたしました

プロジェクト代として

内消費税 _____
摘 要 _____
_____ (現) 小・手

株式会社 シーブイエー
〒414-0027 静岡県伊東市竹の内2丁目3-19 CVA
TEL 0557-35-2220 FAX 0557-35-2220
URL http://www.cva2.com/ E-Mail cva@cva2.com



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	10000 円	100 %	10000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 中田 次城)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	封筒作製代		
年月日	令和5年3月6日～	年月日	金額 93500 円

目的	封筒作製代		
使途	封筒作製代 10000枚		
政務活動・ 県政との 関連性	県政報告乗取の為		
<<領収書貼付枠>> 別紙添付			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	93500 円	100 %	93500 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 中田 次城)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	^{永田町} 膳所厚明事務所訪問 (東京)		
年月日	令和5年3月6日～	年月日	金額 7480 円

目的	伊豆高原のY-1計画について、国の対応に意見交換する
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	伊豆高原のY-1計画について、国の対応に意見交換する
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>領収書No 窓口No 51</p> <p>440131</p> <p>領収書</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>金額</p> <p>¥7,480円 「消費税等込み」</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>但し、乗車券類として</p> <p>上記金額確かに領収致しました</p> <p>2023年3月6日 東海旅客鉄道株式会社</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>納税申告 付につき 名古屋中村 税務署 承認済</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>熱海駅</p> <p>現金出納社員</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">熱海駅 ↔ 東京駅</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	7480 円	100 %	7480 円

県外調査概要書

令和5年3月8日

会派名・議員氏名 自民改革会議
中田 次城

目的	伊豆高原ハイウェイ計画についての情報を知る。
年月日	令和5年3月6日
場所	勝俣孝明事務所 (衆議院会館)
	<p>1 行程 自宅 → 勝俣事務所 (伊豆所) → 自宅 (鮎川^駅 → 榑^駅 → 鮎海^駅)</p> <p>2 応対者  秋吉</p> <p>3 聴取内容及び県政の反映</p>
内容	<p>伊豆高原ハイウェイ計画については、事業者に対して経産省から出されている改善命令の取消しがなされた。</p> <p>その取消し処分についての理由については、毎日経産省担当課よりヒアリングしているが、地元伊豆市の見解はその処分について理解しがたい。</p> <p>伊豆市長及び担当部長と意見交換する中で、再度勝俣副大臣と意見交換する必要があった。</p> <p>経産省は、「伊豆市の規制条例に強制力がない」「民事裁判における条例の説明を修正したい」「そうしないと経産省としては改善命令を取消しするを待たない」と信じておられるとの主張。</p>

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

伊豆市長は「条例制定時より経産省には相談し始めている」
「今さら強制力について言われるのは心外である」と主張。
勝俣副大臣は両者内の意見を共有していくことで一致した。県担当部長には伝えた。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 中田 次城)

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	勝伏孝明事務所(沼津市)訪問		
年月日	令和5年3月9日～	年月日	金額 200 円

目的	勝伏孝明事務所(沼津)訪問の為
使途	通行料
政務活動・ 県政との 関連性	伊東市内の農林水産関連事業について意見交換する。
<<領収書貼付枠>> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  ETCXの 登録・情報は こちらから </div> <div style="text-align: center;"> 御利用ありがとうございます。 静岡県道路公社 伊豆中央道 江間料金所 TEL 055-947-1213 <<通行片道一回限り>> </div> <div style="text-align: center;"> 領収書 2023年3月9日(木) 9:13 No:0302 0002普通車 小計 ¥200 料金 ¥200 現金 ¥200 貴No:000000022 取引No0377 1点 </div> </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	200 円	100 %	200 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 中田 次城)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	勝保厚明事務所訪問(東京) <small>永田町</small>		
年月日	令和5年3月13日	金額	7480 円

目的	伊豆半島の観光振興策及び伊豆高原カーラー計画について意見交換。
用途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	・伊豆半島の観光振興策 ・伊豆高原カーラー計画 などについて意見交換する。

《領収書貼付枠》

領収書-No
窓口-No

2
2

領収書

駅-No

440131

領収

金額

¥7,480円

「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2023年3月13日

東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納

付につき名古屋中村

税務署承認済

現金出納社員

熱海駅 ↔ 東京駅

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全庁政務活動	7480 円	100 %	7480 円

県外調査概要書

令和5年3月16日

会派名・議員氏名

自民改革会議

中田 次城

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆高原ハイウェイ計画についての意見交換 ・伊豆半島の観光振興についての意見交換
年月日	令和5年3月13日
場所	勝伏奉明事務所(衆議院会館)
内容	<p>1 行程 自宅 → 勝伏事務所 → 自宅 (熱海駅 → 幹 → 熱海駅)</p> <p>2 応対者 新井政策秘書 <small>永田</small></p> <p>3 聴取内容及び県政への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆高原ハイウェイ計画予定地の防災工事について、現状の県の指導内容及び現時での防災工事の進捗状況について情報共有をした。 ・又、経済産業省からの改善命令の取り消しの理由については、伊豆市の見解などと比較しながら、再度経産省へのヒアリングの必要性を一致している。経産省担当者との再面談を調整した。 ・国や県にかけた誘客キャンペーンの期間延長についての考え方について、又、その後の観光誘客政策の考え方について情報共有した。 <p>上記についてはそれぞれ伊豆市観光課及び県担当部局に情報提供する。</p>

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 中田 次城)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	17日 県庁(都局コピー等) 及び 18日 現地視察(清水区)		
年月日	令和5年3月17日～	年月日	金額 14100 円

目的	県庁にて交通基盤部とコピー等
使途	交通費 及び 宿泊費
政務活動・ 県政との 関連性	県交通基盤部 へのコピー等 及び 現地視察(清水区)

領収書
RECEIPT

中田 次城

様

No. 386459

金額

¥ 11,000-

印紙税申告納
付につき静岡
税務署承認済

但し

2023年03月17日 上記正に領収致しました。

ホテル アソシア 静岡

420-0851 静岡市葵区黒金町56

56 Kurogane-cho・Aoi-ku・Shizuoka City・Shizuoka 420-0851・Japan・Telephone: (054)254-4141

領収書

様

Receipt

領収年月日 2023.-3.17

金額 ¥3,100

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(60055 1枚)

東日本旅客鉄道株式会社

熱海駅

熱海駅 VF1 発行 00056-01

印紙税申告納
付につき静岡
税務署承認済

(8月 早朝より清水区 現地視察のため)

熱海駅 → 静岡駅

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	14100 円	100 %	14100 円

県外調査概要書

令和5年3月22日

会派名・議員氏名 自民改革会議
中田 次城

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人甲高原カヤウー計画について ・ 県立伊豆伊弉高校及び特別支援学校について
年月日	令和5年3月20日
場所	膳保孝明事務所 (衆議院会館)
内容	<p>1 行程 自完 → 膳保事務所 → 自完 (飯海 → 縣 → 飯海)</p> <p>2 応対者 高井政幸氏</p> <p>3 聴取内容及び県政への提言</p> <p>・ 人甲高原カヤウー計画への対応は後日、伊弉顧問の弁護士の話に何れも行くこと一致した。</p> <p>・ 生産者にはF3改書命令の取り消しについては、反対市民の皆様のほか行政体制にとりましても、理解しにくい処分であったと言及。</p> <p>・ 令和5年5月以降になるが、事案と伊弉との裁判の判決も出される予定であり、その判決の内容によって本カヤウー問題の方向性が決まってくるとの認識でも一致した。</p> <p>・ 令和5年4月に南校をふりこき、伊豆伊弉高校の定員倍率は1を切っており、今後南校後の学校運営の内容について、しっかりと取り組んでいくことの必要と、学校施設の充実や生徒や保護者</p>

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。
 からの要望については即対応していく必要と一致した。県政については今後、生徒会やP.T.Aの要望を積極的に取り上げていくことを提言した。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 中田 次城)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告作成代		
年月日	令和5年3月29日～	年月日	金額 224400 円

目的	県政報告作成代
使途	県政報告作成代 (8,000枚)
政務活動・ 県政との 関連性	県政の活動報告の広報を目的
《領収書貼付枠》	

領収証 中田次城事務所 様 No. _____

★ 4
¥ 224,400-
但 県政報告チラシ印刷代12
2023年 3月 29日 上記正に領収いたしました



ローカライズ
代表 田山健二郎
〒111-8622 東京都伊東市十段16-345

内訳
税抜金額
消費税額等(10%) 22440

コクヨ ウケ-87

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	224400 円	/	224400 円
		%	

雇用実績表

1-9-3-13

3月分	氏名	[Redacted]
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	水	8	8	政務活動の補助
2	木	8	8	"
3	金	-		
4	土			
5	日			
6	月	8	8	"
7	火	8	8	"
8	水	8	8	"
9	木	8	8	"
10	金	-		
11	土			
12	日			
13	月	8	8	"
14	火	8	8	"
15	水	8	8	"
16	木	8	8	"
17	金			
18	土			
19	日			
20	月	8	8	"
21	火	8	8	"
22	水	8	8	"
23	木	8	8	"
24	金	16	6	"
25	土			
26	日			
27	月	8	8	"
28	火	8	8	"
29	水	8	8	"
30	木	8	8	"
31	金			
計		150	150	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和5年 3月31日
 会派・議員名 自民改革会議 中田 次城

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [150時間00分] × 単価 [1000 円] = 150000 円

②総支給額 [150000 円] × (B) / (A) = 150000 円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 3 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 中田 次城)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	444	18円 × 224 ⁴⁴⁴ km / km	4032
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			7992
≪支払証明≫ 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中田 次城			

≪領収書貼付枠≫

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7992	/	7992
	4032 円	100%	4032 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 中田次城)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告郵送代		
年月日	令和5年2月20日～	年月日	金額 940 円

目的	県政報告郵送代
使途	〃
政務活動・ 県政との 関連性	県政報告の広報の為。

《領収書貼付枠》

領収書

中田 次城 様
 [別納引受]
 第一種定形
 50g
 @94 10通 ¥940

 小計 ¥940

 課税計 ¥940
 (内消費税等 ¥85)
 非課税計 ¥0

 合計 ¥940
 お預り 現金 ¥940

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2023年2月20日 11:33
 発行No. 230220K1647 端341043319
 連絡先：伊東郵便局
 TEL:0570-943-538

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	940 円	100%	940 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 中田 次城)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	伊豆高原xカントリー計画の調査の為(虎ノ内法律事務所)		
年月日	令和5年3月27日~	年月日	金額 5420 円

目的	伊豆高原xカントリー計画の調査		
使途	通行料		
政務活動・ 県政との 関連性	伊豆高原xカントリー計画の調査の為 虎ノ内法律事務所 訪問		
《領収書貼付枠》(別紙にも貼付)			
ご利用ありがとうございます。 領 収 書 神奈川県道路公社 真鶴道路 TEL 0465-68-5131		ご利用ありがとうございます。 領 収 書 神奈川県道路公社 真鶴道路 TEL 0465-68-5131	
23年 3月27日 車種 普通 通行料金 ¥200- 現金 ¥200-		23年 3月27日 車種 普通 通行料金 ¥200- 現金 ¥200-	
真鶴ブルーラインのツイッターをご覧ください！ 渋滞情報や観光情報を発信しています！ 2603-L01-0044 料金所では一旦停止してください。		真鶴ブルーラインのツイッターをご覧ください！ 渋滞情報や観光情報を発信しています！ 2594-L04-0047 料金所では一旦停止してください。	
②		⑨	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動	5420 円	100 %	5420 円

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 平塚

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 3月27日 20時33分
車種 普通

通行料金 ¥370-
(九州)

ETC 有効期限23年 4月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号2408-12-00

⑦

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 平塚

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 3月27日 6時10分
車種 普通

通行料金 ¥370-
(九州)

ETC 有効期限23年 4月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号2411-04-00

④

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 小田原

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 3月27日 20時44分
車種 普通

通行料金 ¥370-
(九州)

ETC 有効期限23年 4月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号2463-01-00

⑧

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 小田原

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 3月27日 6時01分
車種 普通

通行料金 ¥370-
(九州)

ETC 有効期限23年 4月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号2474-12-00

③

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 厚木

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 3月27日 20時16分
車種 普通

通行料金 ¥1,300-
(九州)

一入口料金所 - 東京
ETC 有効期限23年 4月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号227-00431952-00

⑥

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 東京

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 3月27日 6時50分
車種 普通

通行料金 ¥1,300-
(九州)

一入口料金所 - 厚木
ETC 有効期限23年 4月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号210-00840618-00

⑤

(10)

熱海海岸自動車道使用券

B-148

¥470

消費税が含まれております。

区間:熱海ビーチャイン全線「使用1回限り」

出口まで必ずお持ちください。

この券をもって領収書に代えます。

熱海インフラマネジメント合同会社

熱海市最元門川分字郷清水207
お問い合わせ先 熱海ビーチャイン管理事務所 0557-804183

¥470

消費税が含まれております。

区間:熱海ビーチャイン全線「使用1回限り」

出口まで必ずお持ちください。

この券をもって領収書に代えます。

熱海海岸自動車道使用券

B-1 U30

軽・小型自動車
普通乗用自動車
普通貨物自動車
(車輻総重量8T未満)

熱5海

23.3.27

熱海インフラマネジメント合同会社

熱海市最元門川分字郷清水207

お問い合わせ先 熱海ビーチャイン管理事務所 0557-804183

県外調査概要書

令和5年3月29日

会派名・議員氏名

自民改革会議

中田 次城

目的 伊豆高原カーブ

年月日 令和5年3月27日

場所 虎の内法律事務所

1 行程
2 応対者 自定 → 虎の内法律事務所
(沼津 → 小田原 → 厚木 → 東京 → 厚木 → 小田原 → 沼津)
倉科 弁護士

3 聴取内容 及び県政への反映
本年2月初めに経済産業省が、伊豆高原カーブ計画事業者に対する事業改善命令を取り消し処分したと踏まえて、伊東市の顧問弁護士としての倉科先生にその見解を伺いに付き、意見交換した。
倉科先生の見解は、
「今回の改善命令の取り消し処分については、経済省が、事業者に対して改善命令を出すにあたり、不手際があり、その不手際を隠すために改善命令を取り消している。しかし理由を言っているが、全員のテイクアウトで経済省は自身の落ち度を隠すために取り消した」との見解。
すなわち、本来改善命令を出した際に言うべき行政手続をせずに発出していること

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。
事業者側より再三に渡り指摘されていると承るため、今回取り消しをするご機嫌が所。本来行うべき行政手続は、事業者に対する聴聞の機会を用いていることである、新しい事実として認識した。